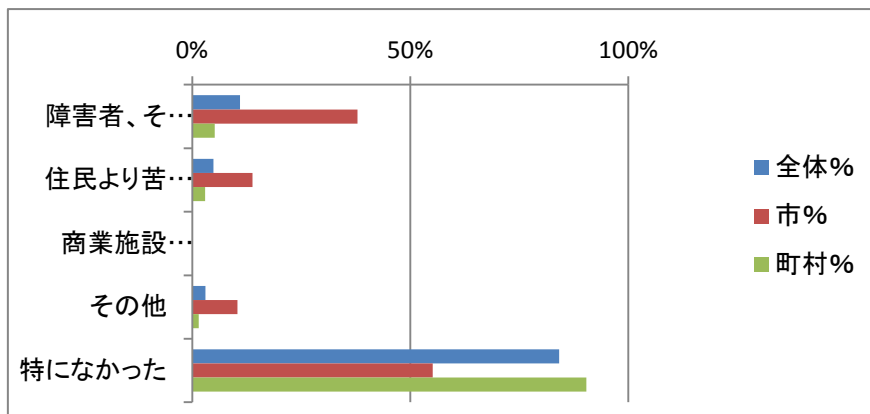


6)市町村

問1)貴市町村において、これまで、障がい者等専用駐車スペースに関して、障害のない方が駐車していて止められない等の苦情や意見がありましたか。（複数回答）

	回答者数	選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5
		障害者、その家族や支援者から苦情や課題提起があった	住民より苦情や課題提起があった	商業施設等より苦情や課題提起があった	その他	特になかった
全体	164	18	8	0	5	138
全体%		11%	5%	0%	3%	84%
市	29	11	4	0	3	16
市%		38%	14%	0%	10%	55%
町村	135	7	4	0	2	122
町村%		5%	3%	0%	1%	90%

- ・「特になかった」が全体で84%、特に町村では90%と高かった。
- ・次に「障がい者、その他家族や支援者からの苦情や課題提起」が全体で11%であった。

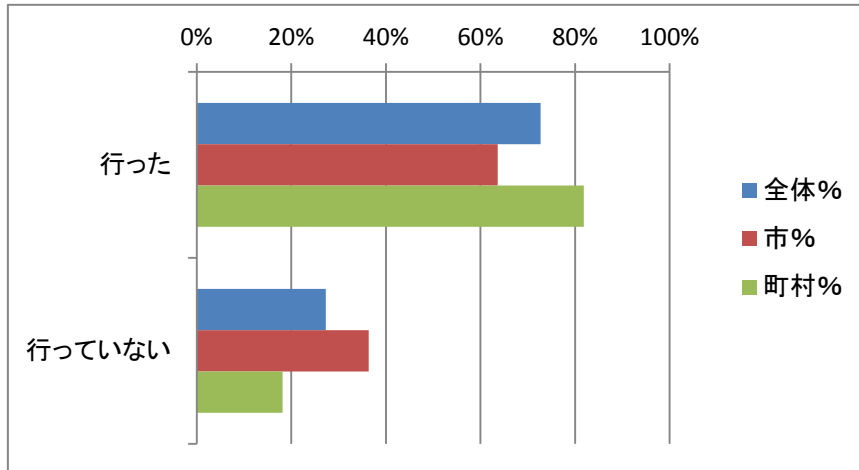


問2)問1で選択肢1～3と答えた方にお聞きします。貴市町村において適正利用のための取り組みを行いましたか。（単一回答）

	回答者数	選択肢1	選択肢2
		行った	行っていない
全体	22	16	6
全体%		73%	27%
市	11	7	4
市%		64%	36%
町村	11	9	2
町村%		82%	18%

※問1で選択肢1～3と回答した方

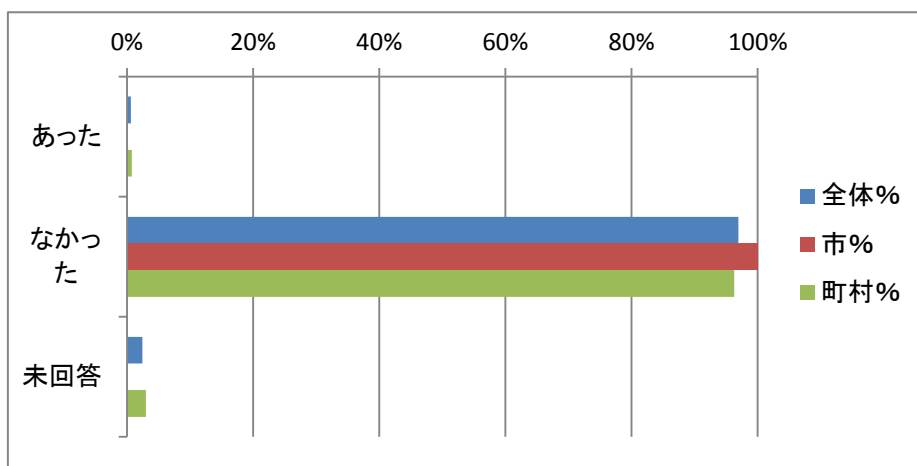
・「取り組みを行った」が全体で73%。その内容は、「看板等設置」、「ガイドブック作成」、「市役所第2庁舎専用の駐車カード(車いすマーク)を発行」、「広報誌による周知」



問3)障がい者用駐車施設利用証制度(通称:パーキング・パーミット制度)について、住民等からの要望はありましたか。(単一回答)

	回答者数	選択肢1	選択肢2	未回答
		あった	なかった	未回答
全体	164	1	159	4
全体%		1%	97%	2%
市	29	0	29	0
市%		0%	100%	0%
町村	135	1	130	4
町村%		1%	96%	3%

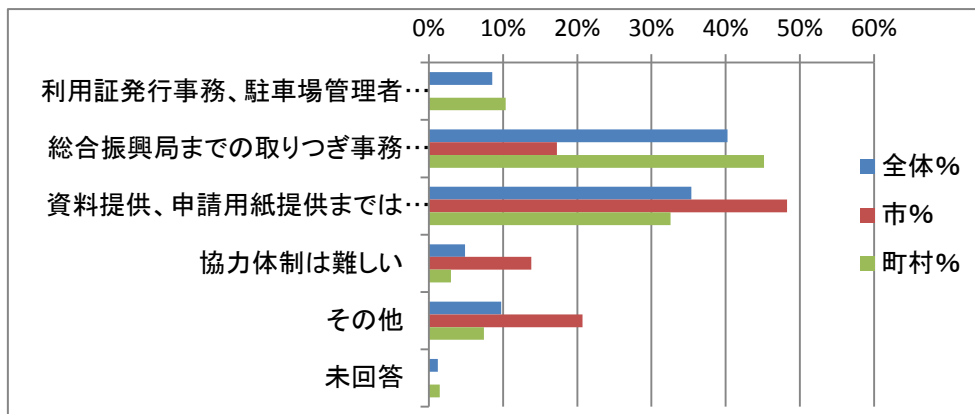
・1つの町村を除き、全て市町村が「なかった」と回答している。1件については「健常者の方の駐車をやめさせてほしい」というもの



問4)仮に、障がい者用駐車施設利用証制度を実施する場合、市町村との連携が不可欠であると考えていますが、導入した場合、どの程度まで協力が可能ですか。（単一回答）

	回答者数	選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5	未回答
		利用証発行事務、駐車場管理者との協定締結事務、他下記2、3は可能	総合振興局までの取りつぎ事務他、下記3が可能	資料提供、申請用紙提供までは可能	協力体制は難しい	その他	未回答
全体	164	14	66	58	8	16	2
全体%		9%	40%	35%	5%	10%	1%
市	29	0	5	14	4	6	0
市%		0%	17%	48%	14%	21%	0%
町村	135	14	61	44	4	10	2
町村%		10%	45%	33%	3%	7%	1%

- ・「総合振興局までの取り次ぎ事務他、下記3（資料提供、申請用紙提供まで）が可能」が全体の40%、「資料提供、申請用紙までが可能」が35%となっている。
- ・その他では「事務量が見込めず、どの程度協力できるか不明」といった回答。



問5)問4で選択肢1以外を答えた方にお聞きします。協力のために必要な条件は何ですか。

	回答者数	選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4
		予算措置	準備期間	住民への制度周知	その他
全体	150	61	86	111	34
全体%		41%	57%	74%	23%
市	29	17	16	24	10
市%		59%	55%	83%	34%
町村	121	44	70	87	24
町村%		36%	58%	72%	20%

- ・「住民への制度周知」が74%、次いで「準備期間」が57%、「予算措置」41%となっている。
- ・その他では、「当町には商業施設もなく、制度の必要性が弱いと思われる」「事務量は思いのほか多く、小規模な自治体ではきびしい。」「佐賀県のように利用者証の発行等は北海道及び各振興局で行っていただきたい。」「事業説明、研修会等の実施。」といった意見がある。

問6)障がい者等専用駐車スペース及び障がい者用駐車施設利用証制度に関する要望や意見等があれば、ご記入ください。

本制度対象施設と対象外施設との混在による利用者の混乱。

利用証の交付に関して、身障手帳新規又は再交付の際には、北海道において対象者に同時交付いただくほうが、より効率的に制度の普及が図られると考えます。ただし、利用証を車に提示しても確認する警備員等を配置することが出来ない現状がある。また、仮に利用証の無い車が駐車していても、すぐに持ち主を発見することが難しい状況にあり、最終的には利用者のモラルに頼る部分が大きいと思われる。

事務量に対して、目的が達成されるかが微妙である。

町村では駐車スペースや空き地などがあり、駐車スペースがなくなる状況があまりないので、必要性があまりない状況

町役場の一般向け駐車スペースは余裕をもって設置していますので、専用スペースの不適切利用はあまり見うけられません。

障がい者用駐車施設利用証制度はなかなか知られていない制度だと思われる。そのため、住民に今まで以上に制度の周知をすることが重要と思われる

本町でも総合病院などで「障害者シンボルマークの指定箇所に駐車できなかった」、といった意見が寄せられます。しかし制度で規制するよりも、障がい者への理解や配慮を広める具体的な活動を行なう事の方が必要ではないでしょうか。

都心部や商業地区においては、有効な制度と考えるが、農村部の小規模な自治体内においては、商業施設等は少なく、不適切な利用者もいないため、車いす駐車場のスペースは確保されている。

本町の公共施設やスーパーなどの障がい者専用駐車スペースについてこれまで、不適切利用等での苦情や課題提起はない。本町内で新制度を導入するメリットはないと考えます。

事務の簡略化 ・対象者に対して申請の負担を軽減する等、利用しやすい制度づくり